

電子制御装置整備（特定整備）の整備主任者 資格取得講習の実施について

本年4月1日に道路運送車両法の一部改正が施行されたことに伴い、特定整備の事業を営む事業場は、国の定める講習を受けた整備主任者の選任が必要となったことから（1級小型を除く）整備主任者選任の資格要件として必要となる講習を開催することになりました。

つきましては、通達により、1回あたりの受講人数が限られるため、申込み頂いた方には順次、開催案内を通知します。

なお、整備主任者認定機関（ディーラー）での講習を受講された方につきましては、実技講習が免除される場合があります。詳しくは所属する認定機関へお問い合わせください。

「 受講対象者 」

特定整備の整備主任者の選任要件として「一級（2輪除く）整備士」又は「一級2輪、二級整備士等であって、国土交通大臣が定める講習を修了した者」となっています。

従いまして、**受講対象者は、二級整備士の資格を取得している方に限ります。**

上記、受講希望者の方で県外において対象の整備士資格を取得され、かつ、県内において整備主任者に選任されたことのない方については、二級整備士合格証書または整備士手帳等が必要になります。

詳しくは、研修センターまでお問い合わせください。

日 時 申し込まれた方から順次、受講日および開催案内をFAXにてご案内致します。

3回/月の実施を予定しています。

講習内容 9：30～12：00 実技講習（商工組合実施）

12：00～13：00 休 憩

13：00～14：00 学科講習（運輸支局実施）

14：15～14：45 試 問（学科試験）

会 場 自動車整備研修センター（山口市宝町604番地）

費 用 県内会員事業場 3,000円（資料代含む）

県内会員外事業場 5,000円（資料代含む）

持 参 品 **証明用写真 2枚（タテ4.0cm×ヨコ3.0cm上半身脱帽 正面撮影）**

写真がない場合、学科講習・試問が受けられませんので、ご注意願います。

筆記用具・作業服・安全靴・作業帽子・マスク

受講人数 1回あたり25名

申込方法 次ページ申込書によりお申し込みください。（FAX可）

（お問い合わせ先）自動車整備研修センター 野上・玉重

TEL083-928-8282 FAX083-924-8001

「整備主任者 資格取得講習」 受講申込書	
認証番号 (Y -) 事業場名称	
連絡先 (TEL) (FAX)	
(フリガナ) 受講希望者氏名	()
生年月日	S ・ H 年 月 日
自動車整備士資格 種類及び番号	整備主任者に選任履歴のある整備士資格をご記入ください 広 ・ 中国 2級 第 号
資格合格年月日	S ・ H ・ R 年 月 日

申込先： F A X 0 8 3 - 9 2 4 - 8 0 0 1

以下は、記載しないこと

「整備主任者 資格取得講習」 受講案内			
受講日	令和2年 月 日 ()		
講習内容	9:00 ~ 9:30 受付 9:30 ~ 12:00 実技講習 (商工組合実施) 13:00 ~ 14:00 学科講習 (運輸支局実施) 14:15 ~ 14:45 試 問 (学科試験)		
場 所	自動車整備研修センター (山口市宝町 604 番地)		
受付日		変更 受付日	

持参品等

タテ4.0cm×ヨコ3.0cm上半身脱帽 正面撮影の証明用写真 2枚当日持参ください。

作業服・安全靴・作業帽子・マスクを必ずご持参ください。

筆記用具

- 受講料 県内会員事業場 3,000円 (資料代含む)
県内会員外事業場 5,000円 (資料代含む)

運輸支局が行う、学科及び試問については、別途「受講申請書」及び「受講票」の提出が必要になります。

なお、「受講申請書」及び「受講票」は、講習当日に作成します。

- 講習用テキストは、当日配布になりますが、事前に振興会HP会員専用ページよりダウンロードして予習することも可能です。